

5 その他

● 資格の喪失について

- 次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。
 - ・被保険者が就職して新たな健康保険の被保険者資格を取得したとき
 - ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき
 - ・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
 - ・被保険者が亡くなったとき
 - ・被保険者でなくなることを希望したとき
(協会けんぽで受付した日の翌月1日に喪失します。)

● 保険給付等について

- 任意継続の手続きが完了するまでの間に医療機関等で診療を受けて全額自己負担された場合は、領収書・診療報酬明細書とともに『療養費支給申請書』をご提出いただくと、保険負担分を払い戻しいたします。
- 在職中に『限度額適用認定証』『特定疾病療養受療証』等をお持ちだった場合、退職後は使用できません。引き続き必要な場合は、任意継続の資格取得時に再度交付申請を行ってください。
- 医療機関等での窓口負担は在職中と同様の割合です。
- 在職中と同様の給付金(高額療養費・出産育児一時金・埋葬料等)を原則、受給することができます。
※ただし、疾病等による休業補償である「傷病手当金」、出産のための休業補償である「出産手当金」は、任意継続健康保険では受給できません。(在職時から引き続き受給されている方は除く)

● 健診について

- 以下の健診を受診する場合は、料金の一部を協会けんぽから補助いたします。
(補助は在職中を含めて年度内1回に限ります。)
- 35歳～74歳の被保険者(ご本人様) ⇒ 生活習慣病予防健診・人間ドック健診
- 40歳～74歳の被扶養者(ご家族様) ⇒ 特定健康診査
- ※ お申し込み方法や料金の詳細につきましては、協会けんぽホームページをご覧ください。
協会けんぽ 保健グループ(電話:092-477-7250)までお問い合わせください。

● 国民年金加入について

- 退職等により健康保険の資格を喪失すると、厚生年金の資格も同時に喪失します。このため、20歳以上60歳未満の方については、国民年金への切り替え手続きが必要となります。
また、60歳未満の配偶者が被扶養者となっていた場合にも、併せて切り替え手続きが必要になります。
国民年金への切り替え手続きは、お住まいの市区町村役場、または最寄りの年金事務所の国民年金担当窓口へご相談ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)福岡支部

〒812-8670
福岡市博多区博多駅東1-17-1
コネクトスクエア博多8F
TEL 092-477-7250(代表)
(自動音声ガイダンスにてご案内しております)

★福岡支部のホームページもご覧ください。

協会けんぽ 福岡 検索



退職後の健康保険加入のご案内

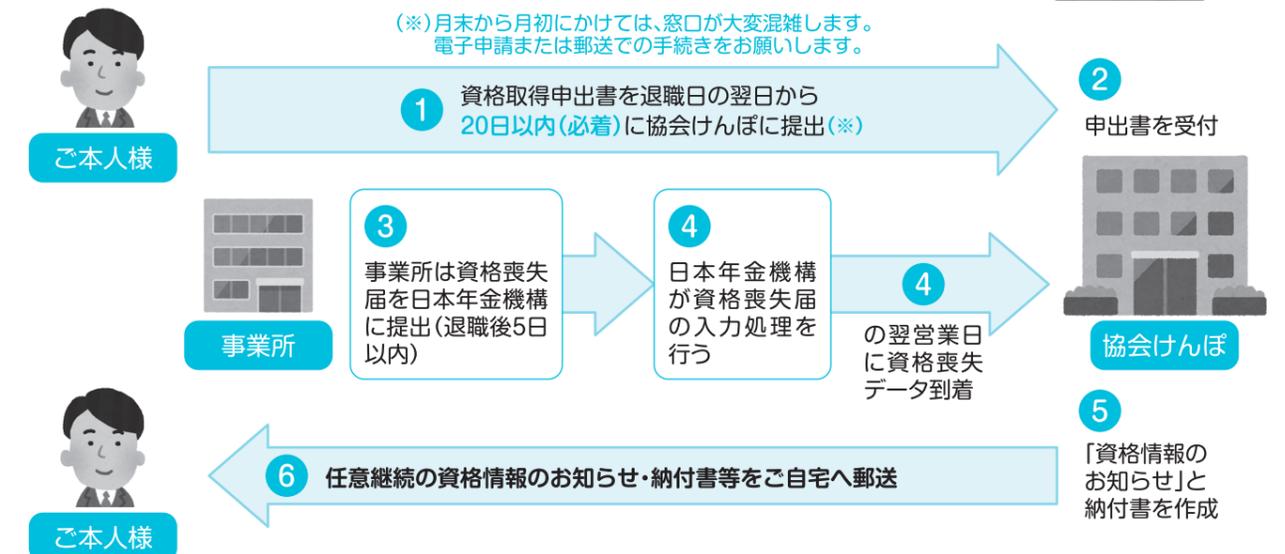
—協会けんぽにご加入の方へ—

1 退職後に加入する健康保険の選択

選択肢	協会けんぽの任意継続 (最長2年間)	国民健康保険	ご家族様の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族様の勤務先等
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から20日以内(必着)に手続きすること		ご家族様が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 詳しくはご家族様の勤務先等にお問い合わせください。
保険料	退職前に控除されていた保険料を2倍にした額になります。 ※保険料は上限があります。 また、お住まいの都道府県によって保険料が異なります。	・保険料は、加入する世帯の人数や前年の所得等によって決められます。 ・退職理由によって保険料の減免制度があります。	被扶養者の保険料負担は原則ありません。

2 任意継続資格取得の処理の流れ

資格取得申出書の「健康保険資格喪失証明欄」に事業主の証明を受けるか、退職日、または資格喪失日の確認ができる書類を添付することで、下図③、④に要する日数を短縮することができます。



3 保険料納付について

● 納付書による毎月納付の流れ

毎月初めに納付書が郵便で届きます。



- ◆月の3日頃までに納付書が届かない場合は、ご連絡をお願いいたします。
<福岡支部:092-477-7250>
- ◆初めてお支払いいただく納付書は月初めとは限りません。

納付期限は毎月10日です。



- ◆10日が土日・祝日の場合、翌営業日が納付期限となります。
- ◆初めてお支払いいただく納付書の納付期限は、20日前後または月末となる場合があります。

お支払いはコンビニエンスストアや郵便局等で。



- ◆一部の都市銀行・農協等でもお支払いいただけます。詳しくは納付書裏面をご参照ください。
- ◆地方銀行では納付できません。
- ◆領収書は保管してください。

◆保険料は資格を取得した月の分から発生します。申請の時期によっては、初回にお支払いいただく保険料が2か月分以上になることがありますのでご注意ください。

重要 納付期限までにお支払いがない場合、任意継続の資格がなくなりますのでご注意ください。

● 前納による「一括納付」

申出書の納付方法の欄で『6か月前納』もしくは『12か月前納』を選択された方には、加入月と翌月以降の一括払いをまとめた納付書をお送りします。

- ①前納とは、納付書による「おまとめ・先払い」制度です。口座振替による前納はできません。
- ②前納が可能な月は以下のとおりです。前納には保険料の割引があります。
(A) 3月→4月～9月の半年分、または4月～翌年3月までの1年分を納付
(B) 9月→10月～翌年3月までの半年分を納付
(C) 任意継続に加入した月→加入した月の翌月～9月分、または加入した月の翌月～3月分まで
- ③前納の納付期限は、上記(A)～(C)の月末(末日が土日、祝日の場合は翌営業日)です。また(C)のケースでは、加入日によっては前納できないこともあります。

● 口座振替による納付

申出書の納付方法の欄で『口座振替(毎月納付のみ)』を選択された方には、「資格情報のお知らせ」をお送りする際に初回保険料納付書と『口座振替依頼書』を同封します。

- ①『口座振替依頼書』に、金融機関窓口で確認印を受けた上で協会けんぽへご提出ください。(ゆうちょ銀行の場合、確認印は不要です。)
- ②振替日は毎月1日です。(※1日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替)
- ③口座振替開始には、口座振替依頼書を提出後2～3か月かかります。口座振替開始までの間は、お送りする納付書でお支払いください。なお、口座振替開始時期はお手紙でお知らせします。

4 扶養となるご家族がいる場合



● 被扶養者の条件

- ・年収が**130万円未満**(※)の**3親等内の親族**であること。
※人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、被扶養者の年収が130万円以上になる場合は、協会けんぽにご相談ください。
- ※19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の方は150万円未満となります。
- ※60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害をお持ちの方は**180万円未満**となります。
- ・被保険者の年収の2分の1未満であること。
- ・別居の場合、被保険者からの仕送り(援助)を受けていて、その仕送り額(援助額)より少ない年収であること。
- ・原則として国内に居住している(日本国内に住民票を有する)こと

配偶者(内縁関係でもよい)・子・孫・兄弟姉妹・父母・祖父母・曾祖父母**以外の方は、被保険者との同居も条件**となります。

● 被扶養者のマイナンバー記入について

- ・被扶養者の申請をいただく際に、**対象となる被扶養者のマイナンバーを申請書にご記入いただく必要があります。**
- ※マイナンバーの確認できる書類の添付は必要ありません。

● 被扶養者認定に必要な添付書類(「コピー」の記載がないものは原本)

在職時より引き続き被扶養者となる場合	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合	▶▶ ①②③は添付不要 ※協会けんぽがマイナンバーを未収録の場合、照会の結果、情報を取得できない場合は下記の添付書類が必要になる場合があります。
	マイナンバーによる情報照会を希望しない場合	▶▶ ②③は添付不要

・現在取得できる直近のものをご準備ください。

被扶養者の年齢等	① 収入に関する書類	② 続柄に関する書類	③ 同居に関する書類	④ 仕送りに関する書類 ※16歳未満の方と16歳以上の学生は添付不要	
中学校卒業まで	・不要				
16歳以上	給与収入がある方(パート・アルバイト含む)	・労働条件通知書 ・連続3ヶ月分の給与明細のコピー(会社名、氏名、金額、年月入り) ・所得証明書 ・給与見込み証明書 等	・戸籍謄本等	・新規加入で同居の方、同居が条件の方は、 被保険者と被扶養者の住民票	・振込の場合 預金通帳のコピー
	会社を退職した方(所得証明書に収入が載る方)	・離職票のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー または雇用保険受給資格通知のコピー ・退職証明書 等			
	自営業、農業、不動産収入等がある方	・直近の確定申告書控えのコピーと収支の内訳が確認できる青色申告決算書のコピー※1 または収支内訳書のコピー※2 ※1:青色申告の場合 ※2:白色申告の場合	・住民票(続柄を省略しない世帯全員分のもの) ※同居の場合のみ	・病気等の特別な事情により特別養護施設に入所しているときは 入所証明書	・送金の場合 現金書留(控え)のコピー
	年金収入がある方	・年金振込通知書のコピー(受取人・金額が確認できるもの) 等			
無職無収入の方(学生含む)	・所得証明書 ・非課税証明書 等				